

平成24年8月1日

兵庫県建築健康保険組合 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成24年8月1日～平成26年7月31日までの2年間

2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保等について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

<対策>

・平成24年8月～ 随時、職員会議において、周知・啓発を実施する。

目標2：育児休業法の育児休業制度を上回る期間の実施

・育児休業制度 子が3歳になるまで休業可能

<対策>

・平成24年8月～ 随時、職員会議において、周知・啓発を実施する。

目標3：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

<対策>

・平成24年8月～ 随時、職員会議において、周知・啓発を実施する。

目標4：育児短時間勤務制度の実施

<対策>

・平成24年8月～ 随時、職員会議において、周知・啓発を実施する。

目標5：子の看護休暇の実施

<対策>

・平成24年8月～ 随時、職員会議において、周知・啓発を実施する。

目標6：所定外労働の削減・免除の実施

<対策>

・平成24年8月～ 随時、職員会議において、周知・啓発を実施する。

目標7：年次有給休暇の取得促進の実施

<対策>

・平成24年8月～ 随時、職員会議において、周知・啓発を実施する。

様式第一号（第一条の二及び第二条関係）（第三面）

行動計画策定 指針の事項		次世代育成支援対策の内容として定めた事項
1 雇用環境の整備に関する事項	(1)子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備	ア 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
		イ 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進
		ウ 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施
		エ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ア) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 (イ) 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知 (ウ) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し (エ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 (オ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
		オ 子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ア) 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除 (イ) 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度 (ウ) フレックスタイム制度 (エ) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
		カ 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営
		キ 子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施
		ク 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入
		ケ 希望する労働者に対する勤務地、担当業務の限定制度の実施
		コ 子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施
		サ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
		シ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施
		その他 (概要を記載すること)
		(2)働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備
	イ 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施	
	ウ 短時間正社員制度の導入・定着	
	エ 在宅勤務等の場所・時間にとらわれない働き方の導入	
	オ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施	
	その他 (概要を記載すること)	
	2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項	(1) 託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供
(2) 地域において子どもの健全育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施		
(3) 子どもが保護者である労働者の働いているところを見ることができ「子ども参観日」の実施		
(4) 労働者が子どもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施		
(5) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進		
その他 (概要を記載すること)		